

水田野菜作地帯における地域農業複合化システム

杉本好弘・浦川武

Study of the Local Agriculture System at the Area of Truck Farming on Paddy Field

Yoshihiro SUGIMOTO, Takeshi URAKAWA

緒言

京阪神都市圏に隣接する本県農業は、零細かつ分散した農地保有のもとで、単作化、兼業化が促進され、農村における農地の荒廃、土地利用の不合理性が目立っている。農地の有効利用、農業構造の改善により、地域農業の生産性向上をはかるためには、水田農業の歴史の中で形成されてきた農地の保全・利用にかかわる機能の再構築の必要性が痛感される。

このような認識の下に、昭和53年より56年まで、広陵町の2集落(神主, 新子)を対象として、「地域農業複合化推進試験研究」を行ない、集落を中心とした「地域農業複合化システム」の構想を検討してきた。この中で、集团的田畑輪換システムを核とした経営間協力により、集落農業の生産性の一定の向上の展望を示すことができたが、それらを実現するに当たってのシステムの組織化機能、システムの維持・管理機能を研究対象集落に期待することの困難性も認識できた、すなわち、その困難性とは地域内で流通を促進すべき経営諸資源の需給のバランスを確保するためにも、あるいは、機械・施設の共同利用の円滑化のためにも集落レベルのシステムでは、その規模が小さすぎることで、また集落内ではシステムを維持・管理する上で必要な労力が得られないことなどである⁽¹⁾。

このため、昭和56年より58年まで、農林水産省の総合助成事業として、研究対象地域を広陵町の範囲に拡大した「高位地域農業複合化推進研究」が行なわれ、町レベルの「地域複合システム」構想の検討がなされた。筆者らは、この研究の中で、経営部門を担当し、「地域複合モデル」についての若干の知見を得たので、その成果をここに報告するものである。

研究対象地域の概況

広陵町は奈良盆地のほぼ中央に位置し、南北5.5キロ

メートル、東西4.5キロメートル、面積16.65平方キロメートル、人口18,519人の田園都市である。

第1図のように、鉄道や幹線道路からはずれているため、都市開発の影響をうけることなく、農業と、靴下を中心とする家内工業が、町の主な産業となっている。しかし、町西部の馬見丘陵で大規模な宅地開発(真美ヶ丘ニュータウン)が進行中であり、町の将来構想としては人口5万人の田園都市建設をめざしている。

町の総世帯数4,822戸のうち農家は1,317戸で、農家率は27.3%となっているが、農家数、農家率とも年々減少しており、この傾向は当分続くものと見込まれる。

経営耕地面積はセンサスによれば599haで、うち91.2%にあたる546haが水田である。農家1戸あたりの経営耕地面積は45.5aで、きわめて零細な土地所有状況である。



第1図 広陵町全域

本町は、旧町村を単位に、4つの地区に分けられる。町東部の百済地区には農業依存度の高い集落が集中し、夏秋ナス(8ha)、施設園芸(6ha)を中心に、生産性の高い水田農業が展開している。特に地区の中心的作目である夏秋ナスは産地としての歴史が古いだけでなく、技術改良により一貫して単収増の傾向にあり、10aあたり約15tという高い生産力を実現している。この技術的背景として、集落を単位とした集団的田畑輪換があげられる。

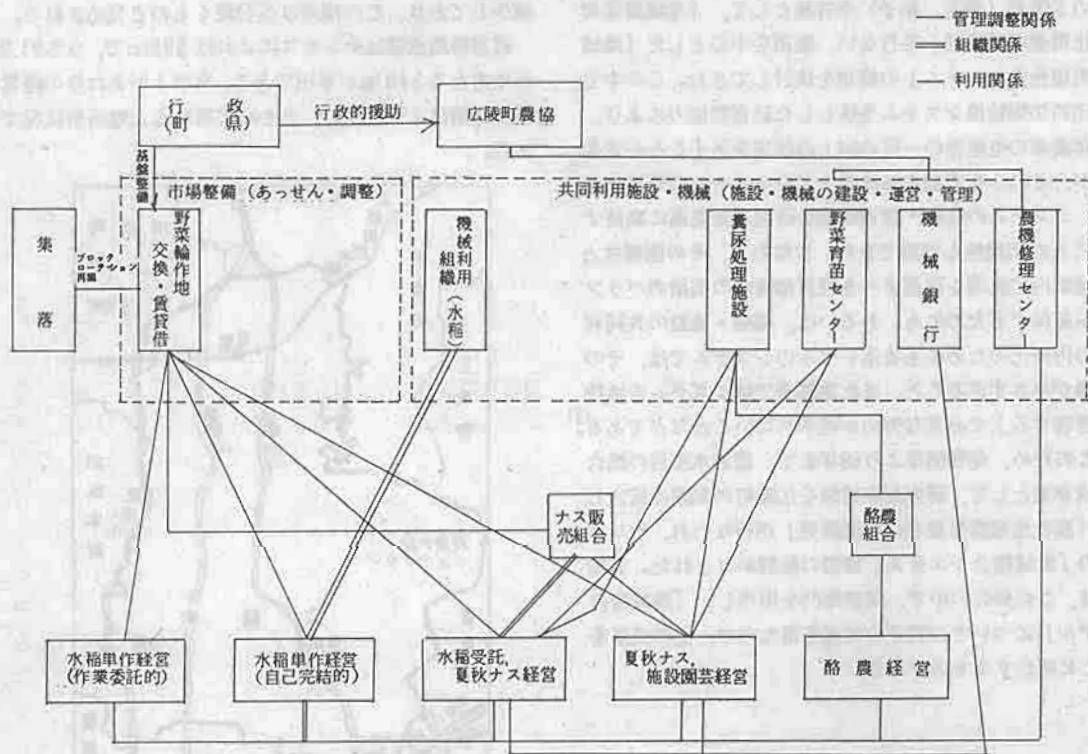
都市化の進んでいる馬見、瀬南両地区では、兼業化の進行が著しく、専業農家率は馬見地区で4.8%、瀬南地区で2.9%と、町平均の6.2%を大きく割り込んでいる。このことは、水稲単作化をまねく原因となっており、農産物販売農家中の水稲単一経営は、馬見地区で95%、瀬南地区で94%と極めて高率となっている。このため、この地区には潜在的な水稲作業委託希望が大きいと推察され、受委託市場を整備することによって、労働生産性の高い、水稲基幹経営が成立する可能性もあると思われる。

町の酪農は、本県他地区と同様、食品製造粕に依存している。酪農経営は5戸で、町内では相対的に少ないため糞尿処理問題はそれ程深刻ではなく、むしろ粕依存による牛の耐用年数低下と更新率の上昇とに悩まされている。このため、飼料作物栽培の努力が行なわれつつあるが、圃場条件、収穫労力などがネックとなっている。

昭和55年度から、農協が事業主体となってコムギ・ダイズの集団栽培が行なわれている。農協が、コムギの乾燥調整施設やコムギ、ダイズの作業機を導入し、集落ごとの集団栽培が実施されているが、この事業の円滑な進行のためにどのような組織が妥当であるかについての検討は今後の課題といえる。

なお、広陵町における地域農業複合化の現状を図示すれば、第2図のとおりであり、農協の機械・施設の共同利用と、集落による短期土地用役(ナス作のための期間借地)のあわせ調整の二つが柱となっている。

なお、対象地域内の諸主体の状況は第1表に示したとおりである。



第2図 広陵町における地域農業複合化体系 (現状)

第1表 広陵町における地域農業諸主体の機能と現状

機能	地域農業主体	分担する具体的業務
計画機能	広陵町	農業振興基本計画 生産基盤整備計画
	広陵町農協	野菜生産販売計画(ナス, イチゴ) ムギ, ダイズの作付け計画, および関連機械・設備の利用計画(乾燥調整施設 コンバイン・トラクター等)
	集実行組合	集団田畑輪換にかかわる土地利用計画 集落内のムギ, ダイズ作付計画
	普及所	技術改善計画, 営農改善計画
組織化機能	広陵町農協	ムギ, ダイズ生産集団の組織化 共同利用組織の運営(育苗センター, 機械銀行, 農機具修理センターなど)
	実行組合	集落内でのムギ, ダイズ生産集団の組織化
調整機能	広陵町農協	集落をこえた土地利用調整(ナス作の期間借地の集落間調整)
	生産組合	集落内の土地利用調整(ナス作の期間借地の調整)
	実行組合	集落内の土地利用調整(ムギ, ダイズの集団化に伴う土地利用調整)
情報機能	広陵町農協	農家の経営計画にかかわる情報の伝達(ナス, イチゴなど農産物の市場価格情 報, 生産技術情報の伝達)
	広陵町営農研究所	生産技術情報の伝達(技術講習会, 立毛品評会)
	生産組合	生産技術情報の伝達(先進地視察)
	普及所	生産技術情報の伝達(研修会, 展示圃, 資料) 行政情報の伝達(むらづくり運動など)

地域農業複合化と農協の機能

1. 農協生産事業の個別経営補完効果

地域農業複合化の概念は、論者により多少のニュアンスの差はあるものの、「経営における専作化メリットの追求と複合化メリットの追求を何らかの組織の方策で両立させようとするもの」という点で共通している。⁽²⁾⁽³⁾すなわち、その意とするところは、合理的な経営方式の地域的確立であるといえることができる。

経営方式論の視角からみれば、組織化の目的は、土地利用共同であり、労働力利用共同であり、中間生産物利用共同であり、労働利用手段利用共同である。しかし、これらの目的は、必ずしも組織の形態を規定するものではない。

経営方式(経営組織)は、別の見方をすれば経営要素の配分方式であり、合理的な経営方式とは、合理的な要

素配分にはかならない。逆にみれば、合理的な経営方式が成立しないということは、合理的な要素配分に必要な要素が経営内で確保できていないということである。商品流通経済のもとでは経営要素の確保は、自給ないし商品調達として行なわれるのが基本である。従って、経営要素論の視角からみれば、地域農業複合化とは、「経営において専作化と複合化のメリットを両立させるために必要な経営要素のうち、自給ないし、商品としての調達の内いずれによっても確保できない部分を確保するための地域の方策」とみることができる。地域農業複合化についてのこのような理解が許されるとすれば、その組織の目的は、商品市場に流通しておらず、また自給するものも適当でない経営要素の供給である。

1) 組織化による経営要素確保の2形態

商品流通経済の下では経営要素のうち自作地および家族労働力を除いた部分は雇用労働、借地用役、借用資本

用役、物財用役として市場調達されるのが基本である。専作化メリットと複合化メリットを個別経営内部で両立させるために必要な要素・用役が全て市場から調達できれば特に組織的対応をする必要はない。しかし、これらの必要な要素・用役のうち市場調達できない部分があり、しかもそれらは自給することも適当でないとしたら、その確保のための組織は市場機能の代替的なものか、自給代替的なものかのいずれかである。

(1) 市場機能代替的組織

市場流通していない要素・用役のうち、地域内に潜在的な供給主体が存在するのに、それが需要主体とうまく結合していないために、流通していないという部分については、その要素・用役の供給主体と需要主体との結合を目的とする組織を作ることでは目的は達せられる。

例えば、対象地区には水稻の機械作業用役の供給側(受託農家)も需要側(委託農家)も、潜在的には少なくないと見られるが、顕在化しているのは一部である。これは、受託農家と委託農家を結合する機能(青果市場でいえば、卸売会社に相当する機能)が十分働いていないため、ライスセンターなどの形で、この機能が作用すれば、水稻の機械作業用役は、流通市場にのることになる。これらの市場機能代替的組織は要素・用役の売り

手と買い手、および調整者として構成されるのが一般的な形態であろう。

(2) 要素・用役を新たに作り出すための組織

必要とされる要素・用役のうち、供給主体が潜在的にも存在しないものについては、経営内で自給しなければならない。自給するのが適当でなければ、この生産のための組織的対応が必要となる。この組織の形態としてはさらに、生産者が個別経営内で自給するかわりに、複数の生産者が共同に必要な要素・用役を作り出す場合と、生産者でない第三者が新たに求められる要素・用役の生産を担当する場合とが考えられる。前者は、農業機械の共同利用組織や、酪農組合による糞尿処理施設の共同利用などであり、後者は、農協直営の素牛牧場や機械銀行などである。

当対象地区である百済地区を例にとってみると、要素・用役確保のための組織的対応は第2表のとおりとなる。

2) 生産組織の機能と管理

以上のように、地域農業複合化における組織の目的を、市場機能の代替と、要素・用役の生産とに区分するとすれば、組織の形態や維持管理の方式も、それぞれに異っ

第2表 組織化による要素・用役の確保形態 (広陵町百済地区)

組織の名称	規模 (関係農家戸数)	供給する要素 用役	組織の機能	組織の形態	組織管理 の主体	必要とされる 維持・管理 労力
(農業機械利用組織)	2~4戸	水稻作業機械 利用	用役の生産	生産者による共同 利用組織	生産者	少
(ナスなどの輪作のため の期間借地)	20~30戸	輪作のための 期間借地用役	市場代替	調停者を媒介とし た賃貸農家と貸借 農家の結合	ナス出荷 組織・集落	中
(水稻作業受委託)	数戸~10数戸	水稻機械作業 用役	市場代替	受託農家と委託農 家の結合	受託農家	少
(飼料作物生産契約)	2~3戸	飼料栽培用役	市場代替	委託農家(酪農家) と受託農家(耕種 農家)の結合	委託農家 (酪農家)	少
(牛糞・イナワラ交換組織)	10~10数戸	牛糞・イナワ ラおよび牛糞 廃棄用役	市場代替	水稻農家と酪農家 の結合	酪農家	少
育苗センター	30~40戸	ナス接木苗	用役の生産	農協直営組織	農協	多
機械銀行	70~100戸	機械作業用役	用役の生産	農協直営組織	農協	多
農機修理センター	40~50戸	農機具修理用役	用役の生産	農協直営組織	農協	多
大字(水利組織)	130戸	水路整備用役	用役の生産	自治組織	大字区長	中
実行組合	30~40戸	もみすり機等 の利用	用役の生産	実行組合	実行組合長	中

たものとなるはずである。以下にそれぞれの場合の組織の形態、管理方式を概括してみたい。

(1) 市場代替組織の管理方式

商品流通経済のもとでは、生産力の発展は社会的分業を促進し、経営の市場への依存度をますます強める。高橋のいうように、経営に必要な要素・用役を全て市場を通じて確保することができれば「地域農業複合化のための組織化」という課題そのものが不要でなくなる。⁽⁵⁾ この意味から言えば、組織化の主たる目標はこの市場機能を補完することにあり、市場として顕在化していないものを顕在化することにある。

必要とされる要素・用役について、一定の広がり地域の中に、供給主体が潜在的に存在していると考えられる場合、求められる組織機能は、売り手と買い手を結合する卸売会社の機能、あるいは、預金者と利用者とを結合する銀行の機能になぞらえることができる。

対象地域の事例では、ナス作の期間借地用役について、ナス出荷組織および集落がこの機能を果している。また、水稲作業受委託、飼料作物生産契約、牛糞、イナワラ交換組織などの場合は、用役供給主体、または利用主体が結合主体を兼ねているとみることができる。

このような供給主体と利用主体との間を結合主体で結ぶ組織形態は「アイバンク」、 「血液銀行」などの「一銀行」という方式に一致する。機械銀行などは、わが国では、組織が機械を所有し、その構成員が共同利用する機械利用組合の概念を含んでいるが、この原形であるドイツのMaschinenbank またはMaschinenring は、組織自体は機械を一切所有せず、構成員の所有する機械の相互利用のあわせ調整を行なうことを目的とされる。

土地用役や労働力などは、その用役を人工的に生産できないという点で目や血液などの臓器と共通している。従ってこれらの用役については、特に、供給主体によって結合する銀行方式が有効である。

この方式による組織管理の特長は、もともと市場の代替組織であるところからくる成員に対する拘束力が少ないこと、および、組織の管理労力が小さくてすむことである。農業機械を所有する機械利用組合の場合、機械の維持・管理やオペレーターなどに、少なくとも数人の専従職員を要する。しかしドイツのMaschinenringの場合10～30町村を連ねる組織の場合でも通常一人の専任で用が足り、中・小の組織の場合は、兼任であつせん・調整を行なっているという。そして「誰でもでき、誰にも拘束されない」を標語にするといわれるように、組織自体は、ゆるやかな協同化である。⁽⁶⁾

この組織の目的は、要素・用役の供給主体と利用主体

の組合せにあるわけだから、その組織管理の最大の目標は、組織内部での需給バランスを確保することにおかれなくてはならない。最初から、明らかに需給バランスがとれないような範囲で銀行方式の運営を考えることは無意味である。需給バランスをとるためには、一般に、組織の範囲は要素・用役の流通に支障のない限り、できるだけ広いことが望ましいであろう。対象地域のナス作の期間借地用役は従来、集落内で需給バランスがとれなくなり、半ば強制的に貸し手を作り出すという傾向もみられたが、最近では、調整範囲を近隣集落まで拡大することによってバランスを回復してきている。

水稲作業受委託や飼料作物生産契約、あるいはイナワラと家畜糞の交換利用なども範囲が広域化することによって、現状よりも、かなりスムーズなものになることが期待される。しかし、組織の範囲の拡大はその結合主体にも影響を及ぼす。広い地域(旧村や自治体、あるいは数ヶ町村にまたがる範囲)での需給バランスの調整が個人や集落の能力を超えたものであることは当然である。このように拡大した組織では、おそらく農協が結合主体の役割を担うことになるであろう。

(2) 要素・用役生産組織の管理方式

必要とされる要素・用役が全て市場ないしその代替組織で確保できるとは限らない。地域内に要素・用役を供給する主体が存在しなければその供給主体をどこかに求めなければならない。この場合、生産者＝利用主体が自らの経営内で調達するかわりに複数の経営が協同して調達するという形と利用主体以外の別個の供給主体によって生産される形とに分けて考えることができる。

前者の形は、対象地域の事例では農業機械共同利用組織や実行組合による初すり機の共同利用としてみることができる。生産者の組織化によって用役を生み出そうとする場合、一定の労力支出を要し、しかもその用役を安定的に供給するという必要のために、市場代替組織に比べて大きな管理労力が必要となり、統制力も必要となる。もし、生産者組織で共同育苗を行なおうとすれば、育苗圃の確保、育苗施設の維持管理、育苗作業の計画と実行、出役割り当てや作業の指揮、でき上がった苗の配布など、その組織管理にかかわる労力はかなり大きなものとなる。このためには、おそらく半専従の組織管理者が必要となるだろうが、実際には能力はとにかく労力的余裕をもった生産者は対象地域には存在しない。従って、組織の規模と機能は、こうした管理労力をあまり必要としない範囲に限定されざるを得ない。対象地域にみられる生産者組織が2戸から数戸による農業機械の共同利用にとどまっているのはこのためである。

また、専業農家と2種兼農家、耕種農家と畜産農家な

ど、異質の農家を組織しようとするれば、等質な農家で構成する場合に比べて調整等に要する労力は大きくなる。従って管理労力の不在は、異質な農家の組織化をはばむ要因ともなっており、結局生産者=利用主体が協同して要素・用役の調達をはかろうとすれば、例外的な場合を除いて、等質な農家数戸程度の規模で対応できる範囲内の用役しか期待できない。

しかし、利用主体の組織化という形態ではなしに、生産者=利用主体以外の主体によってこの要素・用役の供給を担うという考えに立てば、組織管理の条件は大きく異ってくる。こうした事例として対象地域にみられるのは、農協営農事業の一環であるナス育苗センター、機械銀行、農機修理センターなどである。この要素・用役の供給を担う主体（一般には農協、時に自治体、集落の場合もある）は、その内部に用役生産に必要な維持管理労力を保有し、かつ管理体制も整備されているので、作業や調整などかなりの労力を要する用役の生産でも、対応することが可能である。今、かりに、十分な能力と時間的余裕をもつリーダー的生産者が存在したとして、生産者組織による共同育苗と農協による育苗センターを比較してみると、少なくとも次の2点において農協の育苗センターが有利である。

- ① 生産者組織は農協や自治体のようなヒエラルキー構造をもたないため、計画立案や作業の遂行に伴う調整労力がヒエラルキー構造をもつ組織に比べて多大となる。
- ② 生産者組織はリーダー交替や構成員のライフサイクルの変化などの影響を受けやすいのに対し、農協組織では組織の安定性が高く、従って育苗用役も安定して供給できる。

ライスセンターのような大型で維持管理に手間がかかり、しかも多数による共同利用を前提とするもの、あるいは接木苗生産のように、多くの作業労力を要するものなどについては、以上の理由から生産者組織で対応するより農協事業として対応する方がはるかに容易である。対象地域における組織の実態はそのことを具体的にものごとになっている。

2. 農協の生産事業と地域諸主体の調整方式

1) 組織管理労力と共同化形態

地域農業複合化を推進するための組織は、どのような形態をとりうるであろうか。この問題には、2つの視点からアプローチできる。1つは構造機能分析であり、他の1つは組織の構成要素（成員）の分析である。

(1) 組織構造と管理能力

パーソンズは集団の機能を、次の4つに分類している。すなわち、1.環境適応機能、2.目的達成機能、3.組織管理機能、4.緊張調整機能である。⁽⁷⁾ 以上の4機能は、目的達成機能（1、2）と組織維持機能（3、4）として整理することができよう。

生産組織においては、目的機能は生産的側面、組織維持機能は社会的側面とみることができる。つまり、生産組織が、その目的とする経済効果をあげるためには、他方で組織維持機能が働かなければならない。すなわち、組織と成員、および成員相互間の利害を調整し、組織を円滑に運営していかなければならないのである。

この組織維持機能は、従来、リーダーの機能として指摘されてきた成員の結合維持機能にあたるものであるが、これを細かく見れば、1.組織管理体制、2.組織管理労力、3.組織管理能力の3つからなっている。しかし、リーダー論などでの成果は、第3の組織管理能力にかかわるものに偏重しており特に第2の組織管理労力についての成果はみるべきものがない。

組織管理労力、すなわち組織と成員、あるいは成員相互の調整のために必要な労力支出は、第1に成員の数の増大に伴って増大する。たとえば数人の個別相対による農機具の共同利用では、その組織の維持のために、特別の労力支出を考えなくてもよいが、町村単位の機械銀行の運営のためには、専任の職員が必要となる。

第2に、組織管理労力は、等質な成員によって構成される組織の方が、異質な成員によって構成される組織よりも、少なくすむ。これは、等質な成員の間では、成員間の利害が比較的一致しやすいが、異質な成員間では利害の対立が生じやすいからである。

第3に、ヒエラルキー構造をもつ組織に比べて、ヒエラルキー構造をもたない組織は、組織管理労力を多く必要とする。現在の集落のように、成員間に上下関係が存在しない組織は、農協、役場などのように、上意下達の意味伝達ができないからである。

このように、構造的にみた場合、組織が多数で異質の成員で構成され、かつヒエラルキー構造をもたない場合が、最も多くの管理労力支出を必要とするのである。

(2) 構成要素と管理労力

生産の共同化形態は、その組織の維持管理を誰が行なうかによって次の3つに分類することができる。すなわち、1.生産者が組織管理の中核となるもの（個別相対を含む任意組織など）、2.組織管理を共同体（自治体・集落）が行なうもの、3.農協が組織管理を行なうもの3つである。これらの諸形態は、先に述べた組織管理労力の面からみてそれぞれどのような特徴をもっているであ

ろうか。

① 組織管理を生産者が行なう場合

広陵町では、これに該当する組織は宮農研究会、広陵町酪農組合などがあり、さらに数戸程度の農機具の共同利用組織や、個別相対による水稻の作業受委託・畜産廃棄物と稲ワラとの交換なども含まれる。いずれのケースもヒエラルキー構造をもたない。

これらは、宮農研究会(118名)を除けば、数戸からせいぜい十数戸の組織であり、組織の維持管理のために、その中心的役員が特に目立った労力支出をすることはない。裏がえしていえば、組織維持に大きな労力支出を必要としない程度に、その機能(農機具の利用日程の調整や毎年の作業受託契約の更新など)を限定しているのである。

宮農研究会は、代表者は生産者であり、品評会、講習会などの会の運営のために、年間十数日をあてているが、企画や連絡業務などで農協が組織の維持管理をうけもっているとみた方がよい。

② 共同体(自治体・集落)が組織管理の中核となる場合

ア. 自治体を中核とする場合

養牛牧場など公企業の形で自治体が生産組織をもつケースや、農地の貸借のあっせん調整を役場が窓口となっていくケースが、あちこちで見られるが、対象地区である広陵町では、町が一つの生産組織の中核的役割を果たしている事例はない。農水省関係の全ての事業を、産業課の中の一つの係で対応しなければならないという条件のもとでは、こうした役割を町に求めるのは無理があるように思える。

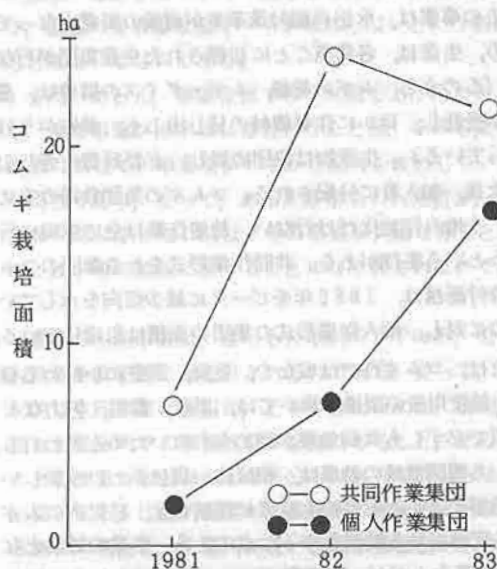
イ. 集落を中核とする場合

対象地区のムラの区長は、行政の末端としての機能と、自治組織の管理者としての機能を併せもつが、吉野川分水事業により水利慣行が緩和されるようになるまでは、水利責任者としての役割も大きく、殆んど専従に近い状態であった。

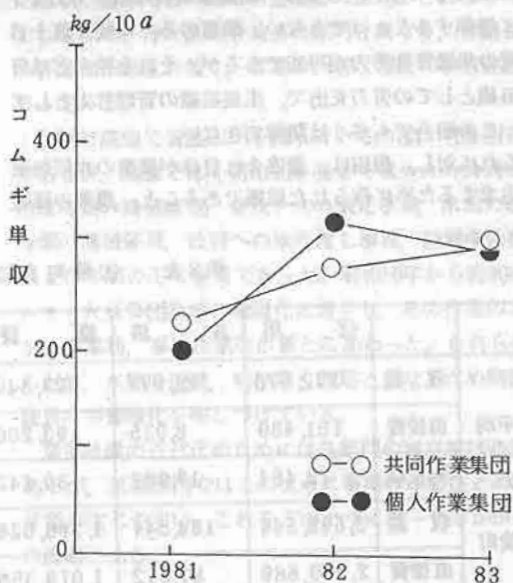
農業依存度の高い百済地区の場合、田畑輪換における土地利用調整などの役割も果し、ムラの他の役員の協力も得ながら、年間数十日の管理・調整労力支出を求められている。これに対し、兼業化の進んだ馬見地区などでは、区長(総代)は全戸のまわりもちの傾向を強めてきており、仕事量も比較的、軽いものとなってきている。このため、ムラの中で田畑輪換が行なわれていても、ムラはその利用調整の機能を果たし得ない状況である。

ムラの下部機構的存在である農協支部(実行組合)は、育苗センターの苗の配布など、農協の支部としての機能

および水田転作の戸別割り当てなど水稻生産組合としての機能を担当している。転作割り当ては、役員で決定したものの連絡業務であり、その他の業務も殆んどが事務連絡である。以前、支部の管理下にあったモミスリ機などの共同利用も、機械の維持管理労力が支部の内部で得



第3図 作業形態別にみたコムギ栽培面積の推移(広陵町)



第4図 作業形態別にみたコムギ単収の推移(広陵町)

にくくなり解消したケースも多い。以上のような、支部長の組織管理労力支出は、年間10日前後とみられる。

対象地区の、ムラによる共同化の事例としては、この他にコムギ・ダイズの集団栽培があげられる。広陵町のコムギ・ダイズの集団栽培は1981年から広陵町農協が事業主体となって行なっているもので、当初9haで出発したものが、84年産分で37haが予定されている。

この事業は、水田再編対策事業が直接の契機となっており、生産は、各集落ごとに組織された生産集団が行なう(このうち、ムギの乾燥、ムギ・ダイズの調整は、農協が受託し、ほかに作業機械の貸し出しも、農協がうけもっている)。生産物は集団に属し、必要経費を差し引いた後、加入者に分配される。コムギの集団栽培の中にも、土地の団地化だけ行ない、栽培作業は全て個別に行なうという集団がある。共同作業形式をとる集団のコムギ作付面積は、1982年をピークに減少傾向を示しているのに対し、個人作業形式の集団の面積は急増している。これは、コムギ作では収かく、乾燥、調整にかかわる機械・施設用役の調達を除いては、単収、費用、労力などの点で必ずしも共同効果が認められないためと思われる。むしろ集団栽培の効果は、機械化一貫体系という新しい栽培型によるムギ作を生産者に経験させ、経営内にムギ作を定着させる契機を作った点にある。事業の対象とならない裏作ムギが、84年産で15haも作付けされるに到ったのは、まさにこの成果といえよう。

③ 農協が組織管理の中核となる場合

以上の2つのケースでは、組織管理のための労力を十分に確保することはできない。集落のみ、年間で数十日程度の組織管理労力が可能であるが、それも殆んどは自治組織としての労力支出で、生産組織の管理労力としては、この場合でも多くは期待できない。

これに対し、農協は、農協それ自体が農業の共同効果を追求するために作られた組織であること、農業の組織

化に労力を投入することのできる専任の職員集団をかかえていること、この職員集団はヒエラルキー構造をもっていることなど、他の地域諸主体と異なる特長をもっている。

共同効果を生産場面におけるものに限定した場合、産業組合法が規定したように、機械・施設の共同利用が、その最も効果的な課題といえよう。研究対象地域の広陵町農協は、県下一位の信用事業の収益を背景に、強力な事業を展開しているが、その中心は、大型の機械・施設(育苗センター、機械センター、ムギ・ダイズ乾燥調整施設)の共同利用である。

3. 農協生産事業の管理方式

1) 農協生産事業の特質

以上のように主として組織管理労力の点からみて、地域営農システムの中核的役割を農協が担うことが期待される。しかし、農協の生産事業は、他の諸事業に比べて著しく立ち遅れていることは既に見てきたとおりである。例えば、対象地区の広陵町農協の場合、昭和55年度の事業別利益をみると、信用、共済、購買、販売の各事業は、それぞれ58,700万円、7,750万円、18,910万円、671万円の黒字であるのに対し、生産事業を中心とする「その他事業」は585万円の赤字となっている。この計算の基礎には人件費等の共同的経費は含まれていないから、実際の部門別収支は、さらに大幅な赤字となっているはずである。一般に、いわゆる営農活動に熱心な農協ほど、この部門の赤字額は大きい。こうした状況がなぜ生ずるかを解明しないままでは、農協を中核とする地域営農システムの構想そのものが、幻想におわってしまうであろう。以下で、農協生産事業のもっている特質を分析することにする。

第3表 広陵町農協の事業別利益

(昭和55年度)

		信用	共済	購買	販売	倉庫	その他	計
県平均	収益	222,970	25,977	223,349	15,589	2,109	10,777	501,769
	直接費	151,489	8,035	193,206	12,206	322	10,285	375,543
	利益	72,481	17,942	30,142	3,383	1,787	492	126,226
広陵町 農協	収益	2,596,544	134,844	1,268,528	12,099	4,069	79,530	4,095,608
	直接費	2,009,689	57,312	1,079,358	5,385	80	85,384	3,237,209
	利益	586,855	77,532	189,169	6,714	3,989	△ 5,854	858,399

(1) 農協生産事業の公企業的性格

和田照男は、農業における行政府（国および自治体）の介入の問題について、次のように指摘している。

「農業は、一般産業に比べて種々な形での政府介入が強い産業である。すなわち、現在のわが国農業をみても、価格形成において米価をはじめ何らかの形で政府が関与しているものは農産物総生産価格の80%以上に及んでおり、資本形成や資金調達においても、国営事業の直接的投資から補助金や制度資金融資等があり、また米生産調整政策にみるように、政府の生産・流通に対するかなり強い行政指導が行なわれているといったように、政府による市場メカニズムへの介入は非常に大きい。それゆえ、日本の農業はある意味では『国家管理』の下にあるというようないい方もされたりしている。

このような、農業における政府介入の意味については、まず、農業が公共財的性格を持つからとする理解がある。すなわち、農業生産は緑や酸素の供給機能、国土保全や水利調節機能、食料の安定供給、その他の社会安定機能等を外部経済として持っているが、これらは市場で評価されない純粋公共財的性格のものといってよい。また、水利をはじめとして、規模の経済が大きく自然独占的性格を持つために公共的供給管理が必要とされる場合もある。だが、他方では、斜陽産業、幼稚産業、低生産性産業としての所得配分政策、その他の社会的保護の必要からの政府介入の意義も大きいと考えられる。⁽⁸⁾」

和田は以上のように、農業の分野では、市場メカニズムに対する、政府の介入の度合いが大きいことを指摘した上で、それは、「流通、加工、資金調達、技術開発といった、個別農業経営に対する外部経済供給ないしは補完的機能を主とするもの」であり、「直接的生産過程に関する国や地方自治体の公企業はそれほど多くはない」としている。⁽⁸⁾ 現実にはこの直接的生産過程は農協の営農活動＝生産事業が肩がわりしている。そしてここに、農協の生産事業のもつ特質（公企業性格）の第一があり、生産事業が利潤を生まない、もっとも根本的な原因がある。

永田恵十郎は、この点を次のように指摘している。「農協営の生産事業は、その活動範囲が組合員だけに限定されているという意味では『社会公共の利益』に『奉仕』する公企業一般に比べて私的性格を、より強く持っているが、『非営利』を原則とする企業であるということでは、『公企業』と同じように、私企業とは異なる性格をもつ経営であるといえるのである。⁽⁹⁾」

(2) 総合事業の一部門

それでは、このように、非採算的部門がどうして事業

として成り立つのであろうか。いくら農協が公企業的性格を有するとは言っても、基本的に私企業である以上、利潤追求を無視することはできないはずである。

農協生産事業の部門収益が赤字でも成り立つのは、農協の他の事業が、それをカバーできる限りにおいてである。つまり、生産事業の非収益性が許されるのは、それが農協の総合事業の中の一環として行なわれるからであり、農協の全事業収益をマイナスにしないという制約のもとにおいてなのである。

また、たとえ、事業全体でみて利潤をあげたととしても、生産事業が赤字になるということは、その事業の利用者に対して、事業全体の中から配当をまわしているのと同じであり、従って、ある生産事業の利用者が、組合員の一部にすぎない時は、その事業が大幅な赤字となることは平等の原則に反することになり許されないであろう。

農協の生産事業は、こうした制約の下でのみ、公企業性格を有することを許されるのである。従って、非営利的な生産事業に農協が、とりくむためには、信用、購買など他部門での事業収益に余裕のあること、その事業による便益が組合員の中で不公平にならないことなどが必要となる。広陵町農協が生産事業に積極的にとりくめる第一の理由は、6億円に近い信用事業収益があることであろう。

(3) 生産事業の季節性

農協の組織的強化に伴ない、各事業部門の独立性が強くなり、他部門との間で相互援助の体制がとれなくなってしまった。特に信用や共済の部門と異なり、営農部門の事業は季節性が強く、事業の円滑な推進の阻害要因となっている。

広陵町農協で営農部門を担っているのは、営農販売課であるが、同課では、昭和55年度まではナスの共同育苗、田植時期の機械修理、夏秋ナスの販売事務、水稻の収穫時期の機械修理、政府への米売渡し事務、納税申告指導などが年間の主な事業であった。昭和56年から約30haのムギ・大豆集団栽培の組織化に着手し、その作業のオペレータ業務、事務作業等が新たに加わった。これらの殆んどが、水稻の田植、刈り取り時期と重なるため同課の職員に労働強化を押しつけている。

農協組織の近代化のためには各部門の独立性は必要であるが、営農部門ではこのように事業の季節性との間に矛盾が生じやすい。これをどのように統一するかが今後の課題である。

2) 農協生産事業の形態と管理能力

農協の生産事業は以上みてきたように、期待されるところも大きいが制約も大きい。農協生産事業のもつ、これらの制約条件の中で、できるだけ求められる機能(市場整備および機械・施設用役を中心とした要素・用役供給)を果たそうとすれば、その生産事業は、どのような形態をとるべきであろうか。

永田恵十郎は、農協が行なう生産事業を三つの形態に区分している。すなわち、1.農協直営型、2.農協受託型、3.農協有機機・施設貸出し型である。⁹⁾以下で、各形態ごとにその管理運営面の特長を分析してみたい。

(1) 農協直営型

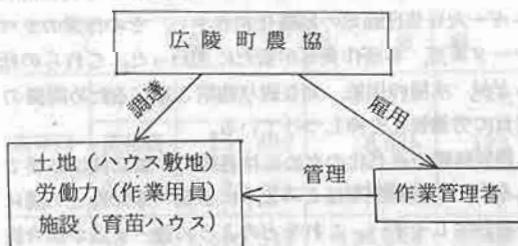
農協直営型とは、土地、労働力、生産資材などの生産要素を農協が直接調達し、生産過程の一部または全部を経営する事業体で、広陵町農協ではナスの育苗センターがこれに属する。このタイプの特長は、生産物が農協に属する点にあり、従って危険負担も農協が負う。

農協直営型で問題となる点は、生産業務を行なう労力をいかに確保するかという点と、労力確保をはじめとする経営要素の調達、作業の進行の点検、生産物の処分などの経営管理に多くの労力がかかるという点である。

生産業務は、一部を農協職員が行なうケースもあるが、雇用が基本である。この雇用賃金は経営コストの大部分を占めるため、この賃金水準と事業の利用料金とは通常比例関係をなす。経営の管理者である農協は、雇用を円滑にするための賃金の上昇と、利用を円滑にするためのコストの低下との調整に悩まされることになる。

作業の遂行にかかる直接的労力を除く経営管理の労力(作業計画の立案、作業者の雇用、作業の進捗状況の点検、生産物の処分など)は通常、農協職員が担当する。生産が円滑にいかなければ、その損失は農協が負担しなければならないため、経営管理には細心の注意をはらわねばならず、管理労力支出も専任者を必要とするほど大きくなる。

広陵町農協のナスの育苗センターでは、土地、作業員、



第5図 広陵町ナス育苗センターの組織管理図

育苗ハウス、生産資材などを農協が調達した上で、作業管理者も農協が雇用し、この雇用された管理者(ナス作農家)によって、育苗作業全体が管理・運営されている。

その上で農協は、ハウスのビニール被覆、床土の入れかえなど大きな労力を伴う作業には、職員の労力を提供している。

つまり、農協は、育苗センターを直営してはいるものの、労力に余裕がないため(と技術指導に弱点があるため)、作業労力のみならず、管理労力も雇用しているわけである。ただ、この労力雇用のための費用が、生産された苗の単価をおし上げるため、一時に多量の労力を必要とする作業は、農協職員が出役して労力コストの低減を図っている。この育苗センターの運営の成否は、良質な作業管理者の確保ができるかどうかにかかっており、適正な賃金で良質な管理者を確保することに失敗すれば、育苗センターの直営は難しくなるだろうと思われる。

(2) 農協受託型

労働力、生産資材などを農協が調達し、生産過程の一部または全部の作業を請け負うもので、農協は委託組合員から受託料を徴集する。広陵町農協では、コムギダイズの集団栽培におけるコムギの乾燥調整作業の受託がこれにあたる。このタイプの特長は、生産物は組合員農家に属し、従って危険負担も委託組合員が負うことである。

農協直営型と異なる点は、農協受託型では、農畜産物の生産を目標とするのではなく、特定の作業の実施だけに限定しており、農協自身は必要な機械・施設、資材の調達と作業労力の確保をするだけでよいので、事業の運営管理が容易に行なえる点にある。また、生産物は委託組合員に属するので、天候不良などによる危険負担も負わなくてよいのも、事業の安定化に役立つ。

ただ、後述の機械・施設の貸し出し型と異なり、作業の遂行過程については責任を負う必要があり、綿密な作業管理を必要とする。

広陵町農協のコムギの乾燥調整施設は、一度に25tを処理する大型のものであり、多数の農家が一度に利用するものなので、そのオペレータを個々の利用農家に任せることができず、一元的なオペレーティングを必要とする。この点が、機械・施設のみ提供し、オペレーティングを利用農家にまかせる貸し出し型と異なり、いわば、直営型と貸し出し型の中間型といえる性格をもっている。

(3) 農協有機機・施設貸出し型

農協が自ら所有し、管理する機械・施設の用役を組合員の共同利用に供し、その対価として利用料金をとる型である。農協は、機械・施設の維持・管理だけが必要で、作業労力の確保も不用である。従って受託型のように、

作業の遂行過程における責任も基本的にはとらなくてよい。

広陵町農協ではコムギ、ダイズ用の作業機を中心とする農機具の用役提供がこれにあたる。前述の受託型の大型乾燥施設と異なるのは、コムギの播種機やダイズの刈り取り機は、利用農家は多数でも利用単位が小さく（普通は一戸単位）、多目的オペレーティングが可能だということである。原理的には個別相対による田植機やコンバインなどの共同利用と同質であるが、1.水稲作業機は利用者が広汎に存在し、個別相対で十分システムが構成できるのに対して、コムギの作業機は利用農家が限られ、個別相対では、共同利用の体制がとりにくいこと、2.水稲作業機に比べてコムギやダイズの作業機はコストパフォーマンスが小さく、その分、多数の農家による共同利用が必要だという点が異なる。

土地用役市場の整備

地域営農システムあるいは地域農業複合化システムの性格を前節で述べたように、市場メカニズムの補完としてとらえ、その目的を経営が調達できない経営要素の供給にあるとすれば、システムの中で、「土地用役市場の

整備」という課題は大きな位置を占めなければならない。

土地用役は経営の規模拡大につながる長期の土地用役と、田畑輪換の交換耕作などにみられる短期の土地用役とに区分して考えることができるが、ここでは長期の土地用役のうち、農地所有権の移動と農用地利用増進事業における貸借とにしばって検討を加えることとする。

1. 農地所有権の移動

1) 農地売却の動機

対象地区における農地移動の実態を百済地区神主集落、新子集落を例にとってみると、第4表のようになる。すなわち、両集落の農家が1966年から1977年までの12年間に売却した農地のうち耕作目的によるもの（農地所有権の移動）は、約6haに及んでいる。これは両地区の耕地56haの10%強に相当する。

農地の所有権の移動は、農地を売りたいという意向と農地を売りたいという意向とによって成立する。狭義での土地用役市場、すなわち農地の売買がなかなか進まず中核農家への土地の集積が、行政の期待どおりには行なわれないことの原因は、農地売却の意向がそれほど存在しなかったことにある。12年間で農地の10%が動いた

第4表 神主、新子農家の農地売却面積
—耕作目的による売却—（農業委員会調べ）

年次	百 済 内		地域外（県内）		地域外（県外）		地 域 外 合 計		合 計	
	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数
1966	0.43 ha	2	0.00 ha	0	0.00 ha	0	0.00 ha	0	0.43 ha	2
67	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0
68	0.13	1	0.15	1	0.00	0	0.15	1	0.28	2
69	0.00	0	0.10	1	0.00	0	0.10	1	0.10	1
70	0.16	2	0.48	8	0.00	0	0.48	8	0.64	10
71	0.18	3	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.18	3
72	0.14	2	0.51	3	0.08	1	0.59	4	0.73	6
73	0.19	1	0.30	3	0.14	1	0.44	4	0.63	5
74	0.25	3	0.00	0	0.85	5	0.85	5	0.10	8
75	0.00	0	0.00	0	0.33	2	0.33	2	0.33	2
76	0.00	0	0.00	0	0.91	3	0.91	3	0.91	3
77	0.00	0	0.00	0	0.52	4	0.52	4	0.52	4
計	1.48	14	1.54	16	2.83	16	4.37	32	5.85	46

第5表 農家の家族構成モデル

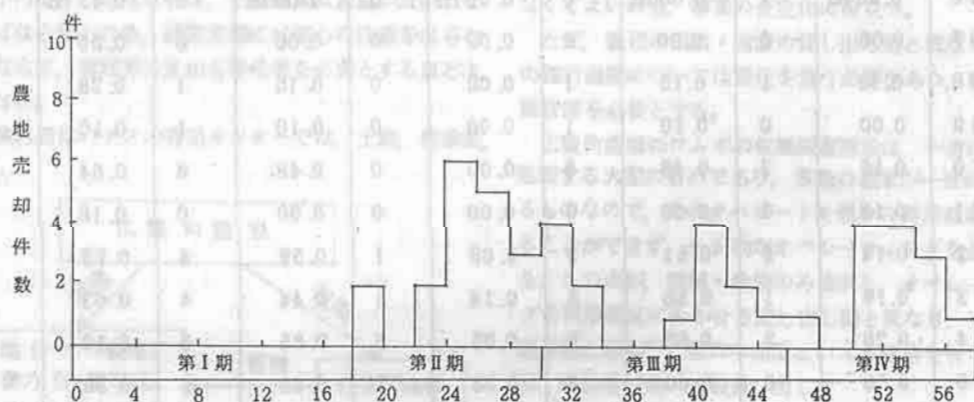
家族の存続年数	0	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30	
夫の年令	26	28	30	32	34	36	38	40	42	44	46	48	50	52	54	56	
妻の年令	24	26	28	30	32	34	36	38	40	42	44	46	48	50	52	54	
第1子の年令		0	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24	26	28	
第2子の年令			0	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24		
第3子の年令				0	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24	
第1子の妻の年令															24	26	
第1子の第1子の年令																	0
第1子の第2子の年令																	
第1子の第3子の年令																	
第1子の第1子の妻の年令																	
第1子の第1子の第1子の年令																	
第1子の第1子の第2子の年令																	
家族の生活周期	家族の発生と発育期 (第I期)										子供の独立, 家族の分裂期 (第II期)						

この両集落では、農地を売却した農家は、どのような動機によっていたのであろうか。

農地売却の動機を、農家の家族構成との関係から分析するため、チャヤノフの家族構成モデルに準じて、⁽¹⁰⁾第5表のような百済地区農家の家族モデルを作成した。このモデルは26才の男子と24才の女子が結婚によって独立した世帯を構成し、2年ごとに3人子供が生まれ、夫婦と子供3人という家族構成になった後の、家族構成の年次変化を表わしたものである。

最初の18年間は家族の発生・発育期 (第I期)、19年目から30年目までは子供の独立・家族の分裂期 (第II期)、31年目から46年目までは子供家族の発生と世帯主の交替期 (第III期)、47年目から58年目までは子供の子供の独立と家族の分裂期 (第IV期) として特長づけられる。このモデルでは、家族構成はI期—II期—III期—IV期と進んだ後、III期—IV期—III期—IV期…というライフサイクルを描くことになる。

1966年から77年の間に農地を耕作目的で売却した



第6図 神主, 新子集落の農地売却農家の売却時の家族ステージ (1966 ~ 1977)
農家の家族構成モデルのステージ

32	34	36	38	40	42	44	46	48	50	52	54	56(28)	58(30)
58	60	62	64	66	68	70	72						
56	58	60	62	64	66	68	70	72	74	76	78		
30	32	34	36	38	40	42	44	46	48	50	52	54	56
28	30	32	34	36	38	40	42	44	46	48	50	52	54
2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24	26	28
0	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24	
	0	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24
												24	26
													0
子供家族の発生と世帯主の交替期(第Ⅲ期)								子供の独立と家族の分裂期(第Ⅳ期)					

農家を売却時の家族構造からこのモデルにあてはめて、家族構造と農地の売却との関係を見たのが第6図である。この図から、神主、新子集落の農家が農地を売却した時期が、第Ⅱ期から第Ⅳ期にかけての3つの時期に集中しているのがわかる。

農地売却の最初のヤマは、家族成立20年目から34年目にかけての時期で、これは第1子が大学に入る時期から末子が独立するまでの時期に相当する。3番目のヤマも孫が成人し独立する時期で、内容的には最初のヤマとほぼ同じと考えられる。

2番目のヤマは、世帯主の交替時と考えられ農地の相続に伴うものと考えられる。

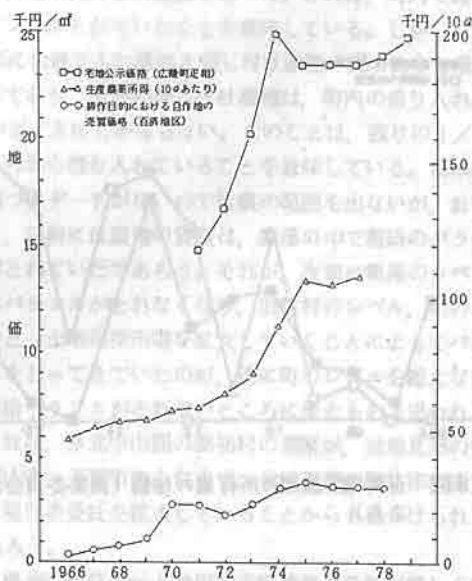
このように、神主、新子両集落の農家が農地を売却した時期は、子供の独立期と、世帯主の交替期に集中しており、家族のライフサイクルときわめて密接な関係をもっていることがわかる。

子供の独立期に農地の売却が集中することの理由はいくつか考えられるが、その主なものは、1.学資、2.結婚費用、3.嫁を迎えるにあたっての家の新築、4.独立する子供への財産分与などであろう。

1千万円とも2千万円とも言われる派手な嫁入仕度、目をみはる程、立派な農家の家がまえなど、奈良盆地の農家の生活風習が、この時期に多額の現金支出を農家に強制していることが、農家に恐らく唯一の財産である農地を売却させているとみてさしつかえあるまい。

2) 農地所有権の地域外移動

売却された農地はどこに集中していくのであろうか。この点について検討する前に、この地域の農地の売買価

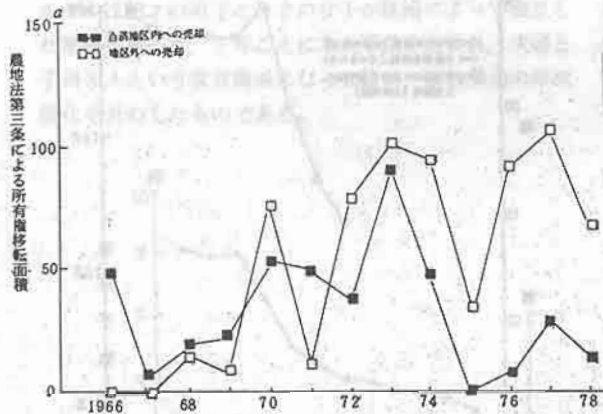


第7図 百済地区における耕地の売買価格と宅地価格、生産農業所得(自作地売買価格は農業委員会調べ、宅地公示価格は国土庁調べ)

格の推移をみる必要がある。第7図は耕作目的の自作地の売買価格と宅地公示価格、農業生産指数との関係を見たものである。

生産農業所得は、10aあたり、農業専従者1人あたりのいずれでみても、1966年から77年にかけて漸増の傾向をみせている。これに対し、自作地の売買価格は、1970年から75年にかけて急激な上昇を示し、宅地価格の上昇カーブに1年遅れで追随している。こうして、農地の売買価格の上昇カーブと、生産農業所得の上昇カーブは、全く異なったものとなってしまっている。このため、1966年には10aあたり生産農業所得と、農地価格の比は、1:4.6であったのが、1975年には実に1:36という状況となった。つまり、1966年には5年分足らずの生産農業所得で購入できた農地が、わずか9年後には、36年分の農業所得をあてなければ購入できなくなったのである。こうして、宅地価格に引きずられる形で形成された農地価格のために、農地購入資金は農業所得から生まれなくなってしまったのである。

第4表でみるように、両集落の農家の農地の売却先は1966年から77年までの累積で、百済地区内1.48haに対し、百済地区外4.37haで、地区外への所有権の移動は、地区内での移動の3倍に上っている。第8図は、百済地区7集落について、農地の所有権の移動を、地区内と地区外とに区分して表したものである。この図から



第8図 百済地区農地の所有権の移動(農業委員会調べによる)

百済地区の農地の所有権が、農地価格の急騰する以前は地区内で移動していたのが、高騰後は殆んど地区外へ流出していることがわかる。この地区外の買い手は、大阪府下や県内の都市地域で、農地を宅地として処分した農

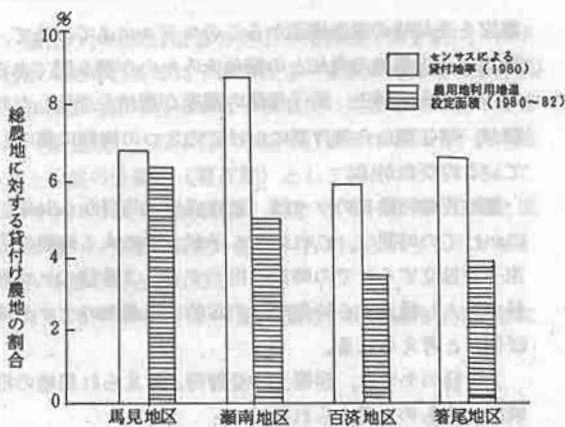
家はその代金の一部で代替農地を購入するケースが殆んどみられる。すなわち、宅地価格に引きずられ、生産農業所得と完全に乖離してしまった農地を購入できるのは、自作地を宅地として処分できる農家に限られてしまっていることを、この図は示しているのである。

2. 農用地利用増進事業による賃貸借

前節でみたように、農地の所有権の集積が事実上できないとすれば、農地の集積は借地によらざるを得ない。

農地法上の制約や、戦後の農地解放の心理的影響などにより停滞していると見られる農地の賃貸借を促進するため、広陵町では1980年から農用地利用増進事業を導入している。

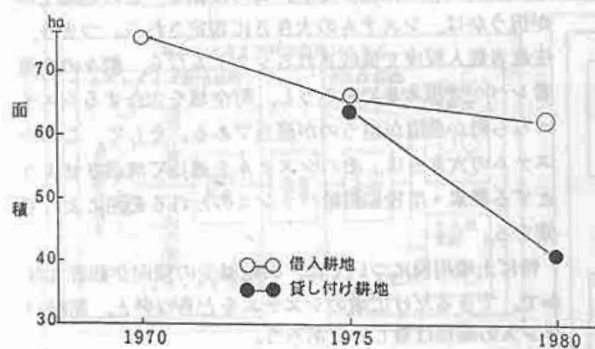
第9図は1980年のセンサスによる貸し付け農地面積と、1980~82年の3年間の農用地利用増進事業の設定面積とを地区ごとに比較対比させたものである。



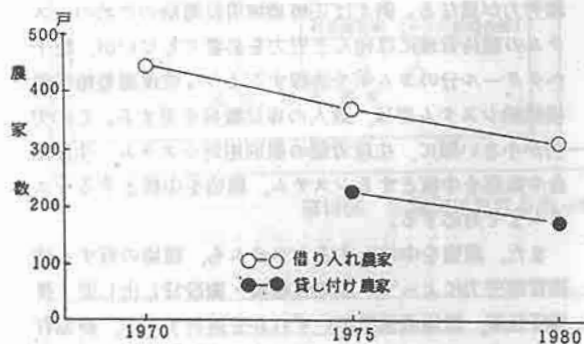
第9図 広陵町における農地貸し付けと農用地利用増進

センサスにみられる貸し付け農地は、各地区とも総農地の6%~8%程度であるのに、農用地利用増進事業で設定されている契約面積は、事業の進んでいる馬見地区を除いて、その半分あまりにすぎない。このうち、百済地区と箸尾地区は、夏秋ナスの田畑輪換に伴う期間借地がかなり存在すると見られるので、水稻作を前提とした貸し付け農地は、農用地利用増進事業の設定面積とほぼ同程度になるとみることでもある。

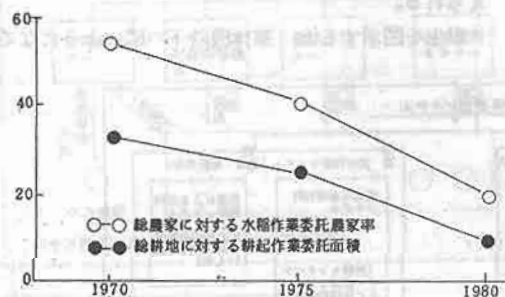
では、この事業による農地の利用権の流動化は、今後町の土地用役市場の中核となりうるであろうか。第10、11図は、広陵町における借り入れ耕地と貸し付け耕地の



第10図 広陵町における借入耕地と貸し付け耕地の推移 (センサスより)



第11図 広陵町における借り入れ耕地のある農家数と貸し付け耕地のある農家数の推移 (センサスより)



第12図 広陵町における水稲作業委託の推移 (センサスより)

10年間の推移をセンサスより見たものである。借入耕地は1970年から80年にかけて減少傾向にある。貸し付け農地については1970年の数値はないが、75年から80年にかけては借り入れ農地よりも急激に減少している。農

家数でも、農地の借り手、貸し手の減少傾向は明らかであり、農地の流動化と同様な傾向を示すとみられる。水稲の作業受委託の推移を第12図に示した。耕起、稲刈りなど、何らかの水稲作業を委託していた農家は、1970年には、町の総農家の50%を越えていたのが、10年後の1980年には、大きく落ち込んで、20%を割るところまできており、面積も1970年当時の1/3に落ち込んでいる。広陵町における土地用役市場をとりまく環境は、借り手にとっても、貸し手にとっても、きわめて厳しい状況にあるといえよう。農用地利用増進事業は、農地の貸借が大きく落ち込んだ状況下で、かろうじて残っているいわゆる「ヤミ小作」を、法的な手続きにのせたものにすぎない。この事業が、土地用役市場を新たに拡大していくだろうという希望をいだかせる根拠はどこにもない。

農用地利用増進事業における土地用役市場整備の試みの中で、最大の弱点と思われるのは、集落を単位とした土地用役市場を想定していることである。農地を集積し、利用する立場から言えば、集積された農地が散在しているよりも一ヶ所に集っていた方が効率的であるのは当然である。しかし、市場形成にとって何よりも必要な大前提は、需要と供給のバランスをとることである。第10図にみられるように、1975年には借り入れ農地と貸し付け農地が殆んど同面積であった。これは、町内で需給バランスがとれていたことを意味している。しかし、1980年には借り入れ農地と貸し付け農地の間に大きな差が生じており、町内の貸し付け農地は、町内の借り入れ農地の2/3にしかならない。このことは、残りの1/3は町外から借り入れていることを意味している。具体的な裏づけデータがないので推察の範囲を出ないが、おそらく、以前には農地の貸借は、集落の中で需給のバランスがとれていたであろう。それが、次第に集落のレベルではバランスがとれなくなり、旧町村のレベル、町のレベルと、土地用役市場を拡大していくことによってバランスをとってきたのが、遂に町のレベルを超えないと需給バランスがとれないところに来たものと思われる。これは、東北中山間の都祁村の農家が、盆地北部の大和郡山市、天理市のみならず、盆地南部の桜井市にまで、水稲作業受託を拡大していることから裏づけられるであろう。

農地の貸借＝土地用役市場整備の条件が厳しくなればなる程、市場の範囲は拡大する必要があるのである。

地域農業複合化システムの策定

1. システムの目的

今日の市場経済のもとでは、農家の経済活動は基本的に市場メカニズムに依存している。この市場メカニズムは万能ではなく、「市場の失敗」と呼ばれる欠落部分をもっている。地域農業複合化システムの基本的目的は、経営が市場メカニズムに依存しようとして、この欠落のためにできない部分を補うことである。

より、具体的にみれば、地域農業複合化システムは、個別経営が合理的部門編成(経営組織)を実現しようとした時に市場から調達できない経営要素を、個別経営に供給することを目的とする。

これは次の2つのサブシステムから構成される。一つは、土地用役、臨時的労働力、中間生産物を含む生産資材などのように、その要素、用役の供給主体が地域内に潜在すると考えられる場合で、システムの目的は、潜在的供給主体を掘り起こし、需要と結びつけることにある。つまり、当該要素、用役の流通市場整備を目的とするシステムである。

他の一つのサブシステムは、求められる要素、用役の供給主体が地域内に存在しない場合で(主に機械・施設用役)、この用役を新たに創り出すことを目的とするシステムである。

2. サブシステムの機能と組織形態

1) 市場整備サブシステム

このサブシステムの場合は当該要素、用役の需要主体、供給主体が存在することを前提にしているから、欠落するのは両者を結びつける結合主体である。この結合主体

が、システムの管理者に相当し、要素・用役のあっせん調整窓口業務を担当するが、この役割を、どの地域主体が担うかは、システムの大きさに規定される。つまり、生産者数人で構成されるシステムなら、個々の生産者レベルで担えるであろうし、町全域を包含するシステムなら町か農協が担うのが適当である。そして、このシステムの大きさは、そのシステムを通じて流通させようとする要素・用役の需給バランスのとれる範囲によって定まる。

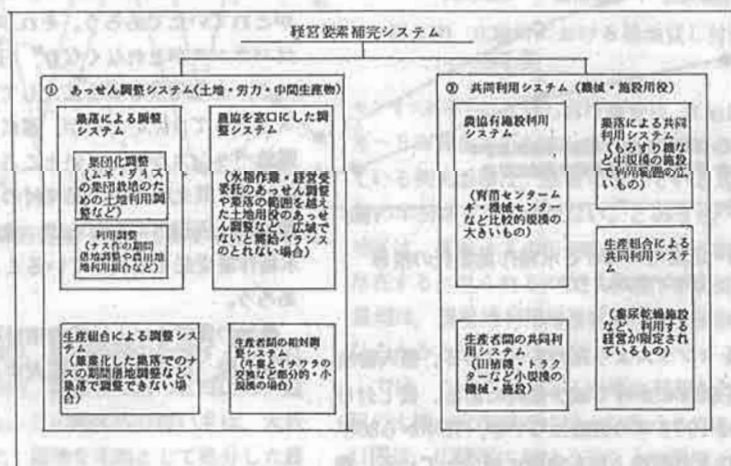
特に土地用役については、供給減少の傾向が顕著ななかで、できるだけ広域のシステムをとらないと、需給バランスの確保は難しいであろう。

2) 要素・用役供給サブシステム

このサブシステムは、機械・施設の共同利用を基本的な目的とするが、共同育苗などもこの範疇に属する、供給しようとする要素・用役によってシステムの維持・管理労力が異なる。例えば田圃機械用役需給のためのシステムの維持管理には殆んど労力を必要としないが、数十ヘクタール分のコムギを処理するような乾燥調整施設用役供給システムでは、数人の専従職員を要する。この労力が小さい順に、生産者間の個別相対システム、生産組合や集落を中核とするシステム、農協を中核とするシステムまで対応する。

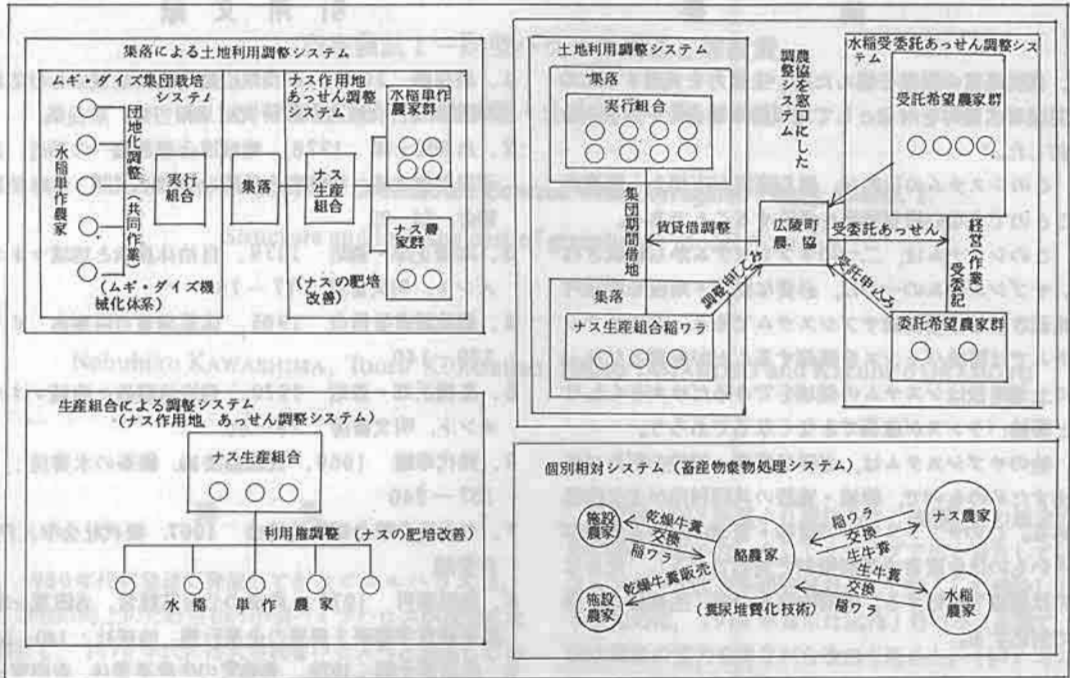
また、農協を中核とするシステムも、農協の有する維持管理労力によって、農協有機械・施設貸し出し型、農協受託型、農協直営型のいずれかを選択するが、農協有機械・施設貸し出し型が、労力も少なく済み、システム運営も安定するので望ましい。育苗センターのように、一定期間に大きな管理労力を必要とする場合には、組織管理者を、その期間だけ雇用する(委託する)方法も考えられる。

以上を図示すると、第13図以下の図のようになる。

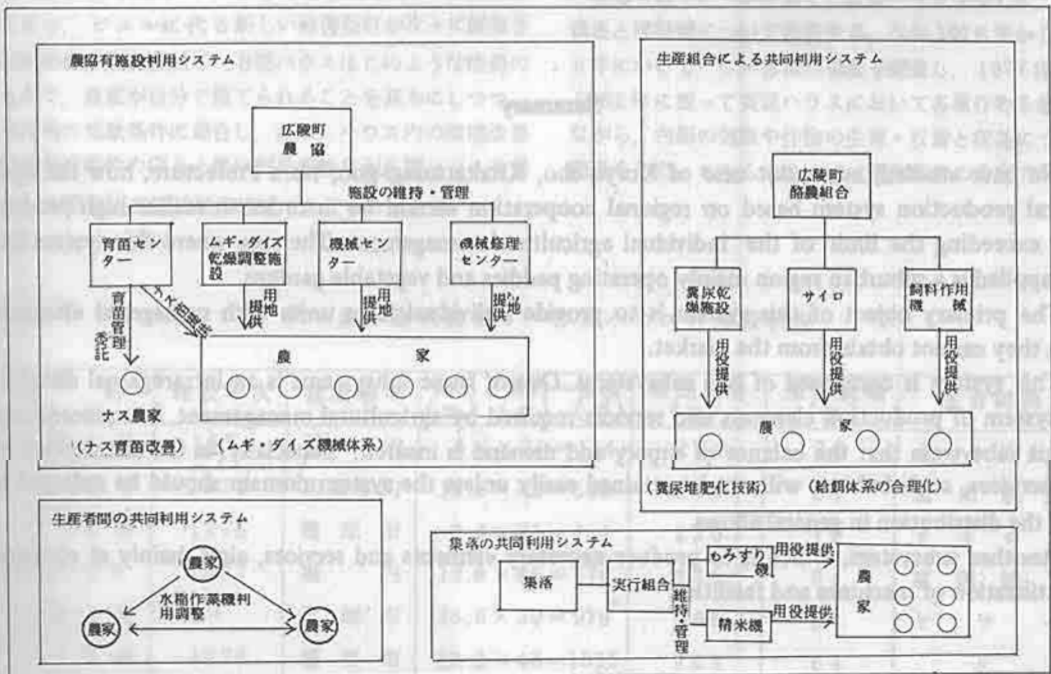


地域農業複合化システム全体図

プラスチック被覆を用いた露地野菜ハウスの開発（第1期）



第14図 広陵町におけるあっせん・調整サブシステム



第15図 広陵町における共同利用サブシステム

地域農業複合化システムの研究

摘 要

1. 個別経営の限界を超えた高い生産力を実現するため北葛城郡広陵町を対象として地域農業複合化システムを検討した。
2. このシステムの目的は、個別経営が市場から調達することのできない経営要素を供給することである。
3. このシステムは、二つのサブシステムから構成される。サブシステムの一つは、必要な要素・用役を地域内で流通させる市場整備サブシステムである。このサブシステムでは需給バランスを確保することが前提となり、特に土地用役はシステムの領域をできるだけ大きくしないと需給バランスが確保できなくなるであろう。
4. 他のサブシステムは、必要な要素・用役を新たに作り出すためのもので、機械・施設の共同利用が主な内容である。このサブシステムの維持・管理にかかる労力が小さいものは生産者の個別相対で対応できるし、大きなものは農協で対応する。中間的なものは、生産組合、集落で対応する。

引用文献

1. 奈良県 1982. 奈良県広陵町百済地域における地域農業複合化推進試験研究結果報告書. 奈良県.
2. 永田恵十郎 1978. 地域複合農業論への接近. 沢辺恵外雄他編, 地域複合農業の構造と展開, 農林統計協会. 24-25
3. 高橋正郎・森昭 1978. 自治体農政と地域マネジメント. 明文書房: 77-79
4. 農政調査委員会 1965. 体系農業百科事典 V: 139-140
5. 高橋正郎・森昭 1978. 自治体農政と地域マネジメント. 明文書房: 79-80
6. 熊代幸雄 1969. 比較農法論. 御茶の水書房: 137-240
7. 日本社会学会編集委員会 1967. 現代社会学入門. 有斐閣
8. 和田照男 1979. 農業の公企業経営. 吉田寛一編, 農業経営学講座2 農業の企業形態, 地球社: 140-141
9. 永田恵十郎 1979. 農協営の生産事業体. 吉田寛一編, 農業経営学講座2 農業の企業形態, 地球社: 202-206
10. チャヤノフ, 磯辺秀俊・杉野忠夫訳 1927. 小農経済の原理. 刀江書院: 10-46.

Summary

1. We have studied, as a pilot case of Koryo-cho, Kitakatsuragi-gun, Nara Prefecture, how the agricultural production system based on regional cooperation should be in order to realize high productivity exceeding the limit of the individual agricultural management. The area where this system has been applied is a suburban region mainly operating paddies and vegetable gardens.
2. The primary object of this system is to provide individual farm units with managerial elements which they cannot obtain from the market.
3. This system is composed of two subsystems. One of these subsystems is an intraregional distribution system of production elements and services required by agricultural management. It is prerequisite for this subsystem that the balance of supply and demand is insured. Especially, in the distribution of land services, such balance will not be attained easily unless the system domain should be enlarged as far as the distribution in general allows.
4. Another subsystem, which is to produce necessary elements and services, aims mainly at cooperative utilization of machines and facilities.

正 誤 表

訂 正 箇 所	誤	正
表 紙 6 項 目 目	入室加温時間	入室加温時期
P 1 6 図 面		第 13 図
P 2 6 左上から10行目	散光線 F R A	散光性 F R A
P 3 1 右上から14行目	結露水流下種	結露水流下量
P 3 3 右下から 2 行目	第 2 表	第 3 表
P 5 2 左下から 5 行目	カンパニユウ	カンパニユラ
P 8 1 上 部 見 出 し		P 79 上部参照
P 8 3 上 部 見 出 し	塚本圭一	堀本圭一
P 8 3 第 1 図 経 線 部	遊 走 数	遊 走 子 数